

第4章 政策立案・推進母体による人材育成や関係機関との連携

第4章 政策立案・推進母体による人材育成や関係機関との連携

本章では、各国の公立図書館の業務・サービスを支援するために、図書館政策の立案・推進母体を中心となって実施している、人材育成や学術情報機関との連携についての特徴を取りまとめる。

1. 韓国

(1) 司書の養成・研修について

ア. 韓国における司書職制度

現在、韓国では図書館教育の履修の状況等に応じて、一級正司書、二級正司書、准司書の三段階に別れている。また、「図書館法及び読書振興法」の規定により、司書の資格を有する職員を配置することが図書館及び読書振興法により義務付けられている(法第6条)。

正規の専門教育機関として、32大学に図書館情報学科(文献情報学)、修士課程(26大学)、博士課程(12大学)があり、毎年1,585名の二級正司書(大学の文献情報学科を卒業した者、または文献情報学の修士学位をもつ者)を輩出している。

表 1 韓国における司書職員の資格要件(第5条関連)¹⁷

区分	資格要件
一級正司書	1. 文献情報学または図書館学博士学位を受けた者 2. 二級正司書資格証を所持し、文献情報学または図書館学科以外の博士学位を受けた者か情報処理技術士の資格を持つ者 3. 二級正司書資格証を所持し、図書館勤務歴その他文化観光部令が定める機関において文献情報学または図書館学に関する研究経歴(以下「図書館等勤務経歴」という)が6年以上あるもので修士学位を受けた者 4. 二級正司書資格証を所持し、図書館等勤務経歴が9年以上ある者で文化観光部長官が指定する教育機関(以下、「指定教育機関」という)において文化観光部令が定める所定の教育課程(以下「所定の教育課程」という)を履修した者

¹⁷ 出所:韓国における図書館情報政策—法的側面を中心として—/金容媛

二級正司書	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学(教育大学、師範大学、放送通信大学、産業大学及びこれに準ずる各種学校を含む。以下同じ)の文献情報学または図書館学を専攻し卒業した者 2. 文献情報学または図書館学碩士(修士)学位を受けた者 3. 教育大学院において図書館教育または司書教育を専攻し、碩士(修士)学位を受けた者 4. 文献情報学または図書館学以外の修士学位を受けた者で、指定教育機関において所定の教育課程を履修した者 5. 准司書資格証を所持し、碩士(修士)学位を受けた者 6. 准司書資格証を所持し、図書館等勤務経歴が3年以上ある者で指定教育機関において所定の教育課程を履修した者 7. 大学を卒業して准司書資格証を所持し、図書館等勤務経歴が1年以上ある者で指定教育機関において所定の教育課程を履修した者
准司書	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門大学文献情報科または図書館科を卒業した者 2. 専門大学(従前の実業高等専門学校を含む)または同等以上の学力がある者で、指定教育機関において所定の教育課程を履修した者 3. 大学を卒業した者で、在学中文献情報学または図書館学を副専攻した者

一方、司書を始めとする公共図書館職員研修については、韓国国立中央図書館(NLK)が中心となって、研修課程の設置・運営や司書の再教育や主題別司書の育成も実施している。また、図書館の情報化に対応するため、図書館職員の研修も奨励されており、主題(分野)別専門性、コレクション管理、経営、情報コミュニケーション技術(ICT)等のスキルに関する研修受講をポイント(点数)化し、そのポイント(点数)の取得状況が昇進や昇給に反映される仕組みになっている。



図 7 司書研修館

司書の再教育は、全国的な研修教育機関である「司書研修館(国立中央図書館に隣設)」で実施されている。主題別司書教育として、初級課程と中級課程(advanced course)の2つのコースがあり、教育プログラムについては、韓国国立中央図書館の主体となり、大学教授や専門家が個々のカリキュラムの作成や講義を担っている。また、各地域内の図書館職員向け教育プログラムも実施している。

表 2 韓国における主題別司書教育プログラム内容(2006年度計画)

項目	初級課程	中級課程
研修時間	35時間	70時間
定員	40名以内	80名以内 (2回に分けて実施)
科目	<ul style="list-style-type: none"> ・主題別司書の役割 ・主題別利用者研究や動向 ・学目の構造と発展 ・利用指導(コミュニケーション、心理など) ・インターネットやウェブの活用能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・学問分野の基礎知識と概念 ・学問分野別の情報源関連 ・主題別の蔵書開発及びレファレンスサービス ・学術情報資源(データベース等)の検索と活用

イ。「国立図書館 2010」における司書の教育・研修について

「国立図書館2010」の中で、各種図書館の拡充及びサービス改善のための事業の推進、司書職の専門性の強化、国民読書振興事業の推進、「図書館研究所」の設置・運営などを課題として掲げている。

ウ. 韓国の司書職制度に関連する課題

公立図書館の館長については、1987年の図書館法の改正により、司書職または行政職を任ずることが明記され、さらに、1991年に制定された図書館振興法により、1997年以降は、館長には必ず司書職を任ずることとなった。

現状、司書職の館長任命に関する法令は、完全には遵守されていない状況にある(2003年末現在: 司書職館長比率44.8%)。また、同規定の適用をできないことから、教育庁傘下の公共図書館の場合、公共図書館から平生学習館へ名称を変更している実態もある。こうした実態を踏まえて、司書職の館長任命について、広く図書館機能を有する施設に司書職の館長を補することを定める法改正の可能性が指摘されている。

(2) 学術情報機関との連携について

韓国の公共図書館界では、韓国国立中央図書館を主管機関としながら、国会図書館、法院図書館、学術情報機関である韓国教育学術情報院(KERIS)や韓国科学技術情報研究院(KISTI)、韓国科学技術院科学図書館、農村振興庁農業科学図書館、国家知識ポータル(2005年以降)が参加し、データベース(約70種)の共同利用や統合検索が可能な「国家電子図書館¹⁸」が構築されている。

¹⁸ 参照アドレス: <http://www.dlibrary.go.kr>

韓国国立中央図書館は、これら学術書等の原文データベースを構築し、各公共図書館の端末を通じて、利用者に廉価な金額あるいは無料による閲覧・出力サービスを提供している。有料の場合、閲覧は1冊2-3円程度、出力は10ページ6円程度である。

韓国における著作権については、2000年著作権法の改正で図書館間における「伝送権」が新設され、データベース等を図書館内外で伝送する場合でも著作者の許諾を得る必要が生まれた。その一方、2003年の改正において、データベース製作者の権利保護期間がデータベース製作または更新時から5年間と設定され、出版後5年以上経過した著作物については「図書館補償金支給制度」が適用されることとなった。そのため、2004年7月からオンライン・データベースの使用による補償金支給が義務化されることとなった。この補償金制度は、他の図書館で電子化したフルテキストの検索や印刷のためには「韓国複写伝送権管理センター」を通じ、著作者に一定の著作権料を支払う制度である。

また、韓国教育学術情報院(KERIS)では、学術雑誌の電子化や修士以上の学位論文のウェブ上での全文公開等を行っている。この他、各公共図書館でも、各種の地域資料について原文データベースや地域に関する新聞・雑誌記事索引データベース等を作成・提供している。

公共図書館に設置されている「デジタル資料室」には、上記のような各種データベースと接続する端末とともに、インターネットサービスのための端末(10台~100台程度)が用意されている。これらの端末を活用することにより、利用者は、インターネット利用のほか、上記の多様なデータベースやeラーニングのコンテンツ等の閲覧ができる。なお、各種データベースとの接続端末は、IPアドレスの振られた固有の端末に限定されている。このため、大学・研究機関や企業に所属しない地域住民にとって、身近な公立図書館へ行くことによって容易に各種データベースを利用できるようになった。

< (参考) 韓国教育学術情報院(KERIS)の概要 >

韓国政府は、1999年4月に行政改革の一環として、既存の類似施設を廃止の上、統合継承する形で韓国教育学術情報院(Korea Education and Research Information Service: KERIS)を新設し、韓国教育学術情報院法(1999年1月12日公布、法律第5856号)という設置法が制定されている。行政組織としては、教育の情報化と関連した政策と執行機能をもつ教育人的資源部傘下の政府出資機関の法人としての性格を有している。

KERISの主な活動は、教育学術情報化の基盤として「教育情報総合サービスシステム(EDUNET)」及び「学術情報サービスシステム(RISS)」の運営・管理である。

「教育情報総合サービスシステム(EDUNET)」は、学生、教員、などの教育関係者に対して、分散している教育関連情報を相互に連携し、教育情報を総合的・体系的に提供するために構築されたシステムであり、全ての国民が無料で、インターネット及びパソコン通信により利用可能である。サービス形態としては、Webサービスと文字サービスによる提供となっている。

「学術情報サービスシステム(RISS)」は、研究者に国内外の学術情報を迅速に提供することを目的としている。主なサービスメニューは、以下のとおり。

- 図書総合目録サービス: 全国大学図書館の共同目録の作成、総合目録の提供、相互貸借

サービス

- 海外学術情報サービス:海外データベース及び電子雑誌の提供
- 学術論文情報サービス:国内学術雑誌論文及び韓国人による海外博士論文のデータベース提供
- 学術支援情報サービス:学会及び研究所情報、研究者情報などの提供

このような各種教育学術情報システムの利用が普及した背景には、私的教育の負担軽減や教育に関する地域間格差の解消が必要であるという認識が浸透していたためである。そのため、各種コンテンツの作成・利用促進についても、国の行政機関が一丸となって取り組む体制になっている。

2. シンガポール

(1) 司書などの専門職の採用・育成について

シンガポールでは司書職制度はない。但し、職員採用時に図書館情報学等の履修状況より修士相当の人材を選んでいること、司書の専門職団体であるシンガポール図書館協会を通じて情報共有が図られていることから、職員の専門性が担保されていると言える。

なお、NLB法第6条により、図書館職員の研修基準については、シンガポール国立図書館庁が決めることになっている。これまでに、南洋理工大学と共同で修士課程の研修プログラムの開発、テマセク工芸専門学校とともに補助職養成のための修了証書及び学位授与を伴う研修課程の開設、各研修コースを受講した図書館職員への学位授与等を行っている。南洋理工大学との研修プログラム開発は、「IT2000」(詳細は第3章に記述)や「Library2000」(詳細は第2章に記述)に対応して1993年に発足した図書館情報学のMSc(理学修士)課程や1997年開設のNLB職員向け「中間定時制コース」等が挙げられる。これらが、現在の南洋理工大学コミュニケーション情報学校MSc(理学修士)課程各科目に発展している。

また、司書を始めとする各図書館職員への短期研修を実施するために、自らNLB研究所を設置している。

(2) 学術情報機関との連携について

シンガポール国立図書館庁は、民間事業者が構築している実益性のあるデータベース(約80種)を一括ライセンス契約にて購入し、国内の各公立図書館の情報端末より、閲覧・出力が可能な仕組みとなっている。また、データベース購入費用が、予算化されているため、利用者側からの料金徴収は、廉価となっている(1分間3セント(約2円))。このような利用環境を整備した結果、インターネットで情報が得られるからといって図書館利用者が減少することはなく、むしろ、図書館資料の閲覧とともにパソコンを通じて情報検索を行う図書館利用者が生まれるようになっている。実際、2001年以降、来館者数が貸出数を上回り、問合せ件数の急増という現象に結びついている。

3. 中国(上海市)

(1) 司書などの専門職の採用・育成について

中国では司書職制度は確立せず、また、図書館業務に従事するために、専門の資格や専門的な訓練も必要とされていない。図書館職員に関する現在の枠組みは、図書館職員を一般職員と専門職員に分け、さらに専門職員について、研究館員、副研究館員、館員、副理館員、管理員の5段階に分け、「図書、档案¹⁹、資格專業幹部業務職務に関する暫定規定」を実施していることである。但し、このような職階は、いずれも図書館員になるための資格と関係なく、図書館員としての職務の昇進に関するものである。

そこで、図書館員の資格を明確化するために、職員資格審査評価制度の導入が検討されている。背景は、法制化検討中の「中国図書館法」において、“国家は統一した図書館職業資格認定制度を確立し、図書館員の生涯教育を推進させる”という規定が盛り込まれているためである。

図書館職員に対する継続教育については、中国図書館学会や上海図書館学会などの図書館学会や中国科学院²⁰が、実施主体となっている。

図書館学会では、専門家、研究者、中堅職員等と組んで、図書館職員向けに各種継続教育プログラムの提供や、人員募集制度を活用した下部図書館職員向け教育を実施している。例えば、中国図書館学会と上海市図書館学会の共催により、以下のようなレファレンス図書館職員に関する研究会を開催している。

- 対象図書館の種類
 - － 全国の、公立図書館、大学図書館、中国国家機関の図書館、企業内図書館・資料室、専門図書館
- 対象者
 - － 対象図書館の館長、レファレンス担当主任、図書館業務自動化担当主任、等
- 研究科目
 - － 国内外のレファレンス図書館職員制度、レファレンス図書館職員の実務、デジタル資源の検索応用、情報サービス及び文献提供、レファレンス・コンサルティング、等
- 講師
 - － 中国図書館学会や上海市図書館学会の職員である学識経験者、上海交通大学図書館職員、上海図書館職員、等

一方、中国科学院では、「中国科学院文献情報機関職員養成に関する暫定条例」を制定し、継続教育に関する規定を設けている。

- 毎年職場を離れて継続教育を受ける時間に関する規定
 - － 中・上級の若い技術担当の職員:40時間以上
 - － 初級職員:32時間以上

¹⁹ 日本語の「文書」や「記録」にあたる言葉である。档案学は、文書館学、記録史料学・記録管理学などを包括する概念と言える。(出所:中国における図書館情報学教育の変遷および展望/李常慶)

²⁰ 中国の科学技術方面における最高学術機関。5つの学部(数理学部、化学部、生物学部、地学部、技術科学部)を持ち、全国に11の分院などがある。(出所:中国情報局2005年12月9日記事)

- 継続教育の経費に関する勧告
 - － 賃金総額の5%

また、上海図書館では、公立図書館がデジタル・ディバイド解消の中核的存在とし、図書館職員が利用者の情報リテラシー向上に寄与する役割を担っていると考えている。そこで、1998年、図書館内に教育訓練センターを設置し、7,000人以上の図書館職員を訓練している。同センターには、市民の技術応用技能試験を実施する権利が付与され、17,000人以上が受験している。

4. 第4章のまとめ

(1) 司書など専門職の採用・育成について

韓国やシンガポールでは、第2章に記した図書館政策の立案・推進母体である国の中央図書館が、積極的に司書等専門職の再教育(育成)を行っている。また、採用についても、国の中央図書館が実力を伴うような資格制度や教育プログラムの構築を支援し、その上で、資格や学位の取得者を採用している。こうした取り組みは、日本の公立図書館職員の採用・育成においても、参考になると言える。中国においても、政策提言力のある図書館学会が、図書館職員の教育に注力している。

(2) 学術情報機関との連携について

調査各国の学術情報機関との連携内容についても同様に、第2章までに記した図書館政策の立案・推進母体である国の中央図書館による積極的関与があり、図書館政策と連動し、実務的な情報提供を行っている。このことは、一般市民であっても、大学や研究機関が利用している学術情報・専門情報や企業の従業員が利用しているビジネス情報等を、公立図書館の情報端末を通じて廉価に入手できることを、意味している。

我が国においても地方分権が進展する中、各地域に多様な情報拠点構築する観点からも、国立国会図書館(NDL)、国立情報科学研究所(NII)、科学技術振興機構(JST)等がデータベースを整備した上で、公共図書館側がコンソーシアム形式でデータベースの購入等を検討することが考えられている。

また、韓国では韓国国立中央図書館が中心となり、修士論文・学位論文等の学術情報関係のデータベースを構築している。このような商用以外の学術用データベースは、知識情報資源の1つとして位置付けられることから、公立図書館を通じて、全国的に提供することも適しており、従って、国が公立図書館向け学術用データベース作りに取り組むことは有用であると言える。

(補論)館種の異なる図書館に関する振興策について

(1) 韓国における館種の異なる図書館の振興策

大学図書館・学校図書館や専門図書館等は、公立図書館が連携・協力する外部機関の1つと

して位置付けられる。これら館種の異なる図書館については、「図書館及び読書振興法」の第4章から第6章にかけて、設置基準、業務内容、及び指導・監督機関等の条文が記載されている。ここでは、各主管官庁による推進計画内容を記述する。

ア. 大学図書館・学校図書館に関する振興政策について

教育施設を所管する教育人的資源部が、大学図書館や学校図書館に関する政策の立案・推進を担っている。最近では、2002年1月に副総理兼教育人的資源部大臣を議長とする、「人的資源開発会議」が開催され、国レベルの学校・大学図書館政策の樹立を行うこととした。

学校図書館政策については、2002年8月に国レベルの計画を反映した「学校図書館活性化総合方案」が樹立され、2007年まで6,000の学校図書館に3,000億ウォン(約300億円)を投資することが決定した。このような計画の政策目標は「良き学校図書館づくり」を通じて、すべての生徒の自主的学習能力を涵養できる学習環境づくりであり、「図書館の基本施設及び収集資料(コレクション)の充実」、「図書館活用プログラムの強化」、「専任の管理職員の配置及び専門性の強化」、「民営協力に基づく学校図書館視線体制の構築」という4つの重点課題が掲げられた。

大学図書館政策については、2002年11月に教育人的資源部が「大学図書館活性化方案」を公表し、大学図書館政策の目標を知識情報の創出・共有・活用及び国の人的資源開発のための中核機関として育成することとした。「大学の付属施設から『中核機関』へ」、「閲覧室としての機能から『知識情報資源管理の中核拠点』としての機能へ」、「個別化した施設から『有機的に連携した体制』へ」、「大学の内部施設から国及び地域社会の『公共の基盤施設』への転換・育成」、という4つの重点推進課題が掲げられた。

イ. 特殊・専門図書館について

特殊・専門図書館政策として、韓国国立中央図書館は、各図書館の所管行政の資料室と海外の文化院情報センターの支援、兵営(軍隊)・病院・刑務所・障害者の施設等に設置されている特殊図書館の支援・拡充、当該関連機関との協議・協力の強化等を課題としている。

なお、韓国における公共図書館と異なる種類の図書館を含めた図書館全体を、行政機関で区分すると以下のようなになる。

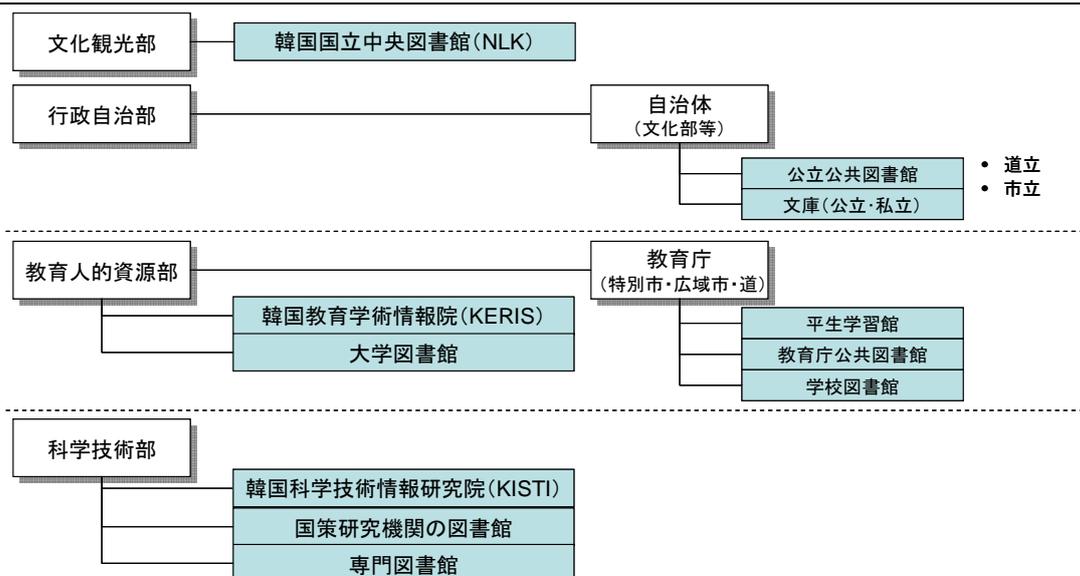


図 8 韓国における各種図書館の行政上の区分

(2) 中国の館種の異なる図書館に関する国家電子図書館事業

「第4章第2節 調査各国の国家電子図書館事業」の1つとして、大学図書館を中心とした学術情報ネットワークである「中国高等教育文献情報システム (China Academic Library and Information System: CALIS)」が、展開されている。

CALISは、1998年、高等教育「211プロジェクト」全体計画の一環として、広域ネットワーク環境に構築された文献情報共同利用システムであり、高等教育機関の授業や科学研究者のために学術文献情報サービスを提供することを目的としている。

管理運営は、北京大学図書館内に設置した管理センターを中心に、①全国文献情報サービスセンター、②学術文献情報サービスセンターと地区(7地域及び15省)文献情報サービスセンター③「211プロジェクト」に入っている各高等教育機関(総合大学、専門大学等)の図書館の三階層から構成されている。全国文献情報サービスセンターは、4箇所あり、以下のように担当分野が設けられている。

- 北京大学: 人文・社会・自然科学
- 精華大学: 技術工学
- 中国農業大学: 農学
- 北京医科大学: 医学

収集されている文献情報は、各高等教育機関の学位論文、会議論文、教育文献等と各種専門テーマデータベースである。その他に、学術定期刊行物や国外の学位論文、外国語文献データベース等も予定されている。

「第九次五ヵ年計画(1995～2000年)」期間中、各参加機関が共同で、共同目録データベース、中国語現行刊行物目次バンク等の自主構築データベース及び国外から導入したデータベースを

含む一連の国内外文献データベースを構築し、オンライン共同図書目録システム(Union Catalog)、OPACシステム、館種相互貸出と文献伝送システム等を開発している。これにより、高等学校や小中学校の学校図書館、公立図書館、科学技術情報研究所等で目録検索が可能となった。

「第十次五カ年計画(2000～2005年)」では、CALISは高等教育機関デジタル図書館連盟の役割を強化し、全国高等教育機関の図書館と共同で中国高等教育電子図書館の構築を目指している。